

○千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）の養成を目的とする学校又は養成所に在学する者及び大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程に在学する者で、将来県内において保健師等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もつて県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において業務に従事しようとするものに対し、その者の申請により、無利子でそれぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。</p> <p>一 保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の保健師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等（県内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に限る。） 保健師修学資金</p> <p>二 法第二十条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の助産師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 助産師修学資金</p> <p>三 法第二十一条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 看護師修学資金</p> <p>四 法第二十二条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の准看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）の養成を目的とする学校又は養成所に在学する者及び大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程に在学する者で、将来県内において保健師等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もつて県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において業務に従事しようとするものに対し、その者の申請により、無利子でそれぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。</p> <p>一 保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の保健師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等（県内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に限る。） 保健師修学資金</p> <p>二 法第二十条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の助産師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 助産師修学資金</p> <p>三 法第二十一条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 看護師修学資金</p> <p>四 法第二十二条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の准看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。）</p>

准看護師修学資金

五 看護師の免許を取得している者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に在学しているもの（県外の大学院修士課程に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 大学院修学資金

（貸付けの区分）

第三条 修学資金の貸付けの区分は、特別貸付け、地域特別貸付け及び一般貸付けとする。

- 2 特別貸付けは、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。
 - 一 前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める施設において業務に従事しようとするもの
 - 二 前条第五号に掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める事業所及び施設において業務に従事しようとするもの
- 3 地域特別貸付けは、前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内の規則で定める地域において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。
- 4 一般貸付けは、将来県内において業務に従事しようとする者に対して行うものとする。

（貸付金額）

第四条 第二条第一号から第四号までに定める保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金（以下「保健師修学資金等」という。）の貸付金額は、次の表のとおりとする。

種類	貸付対象者が在学する 学校又は養成所の設置 主体	貸付金額		
		特別貸付け	地域特別貸 付け	一般貸付け
保健師修 学資金	独立行政法人又は国立 大学法人	月額三万二 千円	月額三万六 千円	月額一万六 千円
	地方公共団体又は地方 独立行政法人		月額三万六 千円	月額一万六 千円
	その他	月額三万六 千円	月額三万六 千円	月額一万八 千円

准看護師修学資金

五 看護師の免許を取得している者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に在学しているもの（県外の大学院修士課程に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 大学院修学資金

（貸付けの区分）

第三条 修学資金の貸付けの区分は、特別貸付け、地域特別貸付け及び一般貸付けとする。

- 2 特別貸付けは、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。
 - 一 前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める施設において業務に従事しようとするもの
 - 二 前条第五号に掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める事業所及び施設において業務に従事しようとするもの
- 3 地域特別貸付けは、前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内の規則で定める地域において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。
- 4 一般貸付けは、将来県内において業務に従事しようとする者に対して行うものとする。

（貸付金額）

第四条 第二条第一号から第四号までに定める保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金（以下「保健師修学資金等」という。）の貸付金額は、次の表のとおりとする。

種類	貸付対象者が在学する 学校又は養成所の設置 主体	貸付金額		
		特別貸付け	地域特別貸 付け	一般貸付け
保健師修 学資金	独立行政法人又は国立 大学法人	月額三万二 千円	月額三万六 千円	月額一万六 千円
	地方公共団体又は地方 独立行政法人		月額三万六 千円	月額一万六 千円
	その他	月額三万六 千円	月額三万六 千円	月額一万八 千円

助産師修学資金	独立行政法人又は国立	月額三万二	月額三万六	月額一万六
	大学法人	千円	千円	千円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額一万六
	独立行政法人		千円	千円
	その他	月額三万六	月額三万六	月額一万八
		千円	千円	千円
看護師修学資金	独立行政法人又は国立	月額三万二	月額三万六	月額一万六
	大学法人	千円	千円	千円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額一万六
	独立行政法人		千円	千円
	その他	月額三万六	月額三万六	月額一万八
		千円	千円	千円
准看護師修学資金	独立行政法人又は国立	月額一万五	月額三万六	月額七千五
	大学法人	千円	千円	百円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額七千五
	独立行政法人		千円	百円
	その他	月額二万千	月額三万六	月額一万五
		円	千円	百円

助産師修学資金	独立行政法人又は国立	月額三万二	月額三万六	月額一万六
	大学法人	千円	千円	千円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額一万六
	独立行政法人		千円	千円
	その他	月額三万六	月額三万六	月額一万八
		千円	千円	千円
看護師修学資金	独立行政法人又は国立	月額三万二	月額三万六	月額一万六
	大学法人	千円	千円	千円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額一万六
	独立行政法人		千円	千円
	その他	月額三万六	月額三万六	月額一万八
		千円	千円	千円
准看護師修学資金	独立行政法人又は国立	月額一万五	月額三万六	月額七千五
	大学法人	千円	千円	百円
	地方公共団体又は地方		月額三万六	月額七千五
	独立行政法人		千円	百円
	その他	月額二万千	月額三万六	月額一万五
		円	千円	百円

2 第二条第五号に定める大学院修学資金の貸付金額は、月額八万三千円とする。

2 第二条第五号に定める大学院修学資金の貸付金額は、月額八万三千円とする。

(貸付期間等)

第五条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金を借り受けようとする者が在学している養成施設（第二条第一号から第四号までに定める文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）又は大学院修士課程の正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(貸付けの方法)

第五条 修学資金は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金を借り受けようとする者が在学している養成施設（第二条第一号から第四号までに定める文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）又は大学院修士課程の正規の修業期間を修了する月まで、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、連帯保証人二名を立て、在学している養成施設の長又は大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経て知事に申請しなければならない

(貸付けの申請及び決定)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、連帯保証人二名を立て、在学している養成施設の長又は大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経て知事に申請しなければならない

い。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に申請することができる。

2 知事は、前項の申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を施設の長を経て本人に通知しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで本人に通知することができる。

(貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当するときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は一月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がないのかかわらず、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた当該保健師修学資金等を、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては十年（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間がある場合は当該期間を除くものとし、第十条の規定

い。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に申請することができる。

2 知事は、前項の申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を施設の長を経て本人に通知しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで本人に通知することができる。

(貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当するときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は一月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がないのかかわらず、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた当該保健師修学資金等を、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては十年（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間がある場合は当該期間を除くものとし、第十条の規定

により返還を猶予された期間がある場合は当該期間を加えるものとする。) 以内に借り受けた当該大学院修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

~~一 貸付期間が満了したとき。~~

~~二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。~~

~~(削る。)~~

~~三 次条第一項から第三項までの規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又はこれらの規定による返還の債務の免除(同条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号又は第三項第一号に該当する場合に限る。第十条第四号において同じ。)を受けることができないことが確定したとき。~~

~~(削る。)~~

~~(削る。)~~

~~(削る。)~~

(返還の免除)

第九条 知事は、特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条

により返還を猶予された期間がある場合は当該期間を加えるものとする。) 以内に借り受けた当該大学院修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(新設)

一 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

~~二 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得しなかつたとき。~~

~~三 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得した後、直ちに、特別貸付けを受けた者にあつては医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の病院その他の規則で定める施設(以下「二百床未満の病院等」という。)において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなかつたとき。~~

~~四 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、大学院修士課程を修了した日から一年以内に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により指定を受けた者が当該指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所その他の規則で定める事業所及び施設(以下「訪問看護事業所等」という。)において業務に従事しなかつたとき。~~

~~五 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、規則で定める業務に三年以上従事することなく、大学院修士課程を修了した後、規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事したとき。~~

~~六 次条第一項から第三項までの規定により返還の債務の免除を受ける前に、業務以外の事由により死亡したとき、又は保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては訪問看護事業所等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなくなつたとき。~~

(返還の免除)

第九条 知事は、特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、二百床未満の病院等において引き続き五年間

の規定により許可を受けた病床が二百床未満の病院その他の規則で定める施設（以下「二百床未満の病院等」という。）において引き続き五年間

（他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする博士課程（以下「大学院博士課程」という。）への進学、病氣、負傷等やむを得ない事由（以下この項及び次項において「やむを得ない事由」という。）により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年三月以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに二百床未満の病院等において業務に従事しなかつたときを除く。

一 大学院修士課程を修了した後、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により指定を受けた者が当該指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所その他の規則で定める事業所及び施設（以下「訪問看護事業所等」という。）において引き続き五年間

（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき（規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事する場合は、規則で定める業務に三年以上従事しているときに限る。）。ただし、やむを得ない事由がなくて、大学院修士課程を修了した日から一年以内に訪問看護事業所等において業務に従事しなかつたときを除く。

二 前各号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、地域特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するとき、は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、県内の規則で定める地域において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年三月以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内の規則で定める地域において業務に従事しなかつたときを除く。

一 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

（他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする博士課程（以下「大学院博士課程」という。）への進学、病氣、負傷等やむを得ない事由（以下この項及び次項において「やむを得ない事由」という。）により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに二百床未満の病院等において業務に従事しなかつたときを除く。

一 大学院修士課程を修了した後、訪問看護事業所等において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき（規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事する場合は、規則で定める業務に三年以上従事しているときに限る。）。ただし、やむを得ない事由がなくて、大学院修士課程を修了した日から一年以内に訪問看護事業所等において業務に従事しなかつたときを除く。

二 前各号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、地域特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するとき、は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、県内の規則で定める地域において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内の規則で定める地域において業務に従事しなかつたときを除く。

一 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

3 知事は、一般貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後、県内において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年三月以内に保健師等の免許を取得できなかったとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内において業務に従事しなかったときを除く。
- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

4 知事は、前各項に規定する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 第一項第一号、第二項第一号及び前項第一号に規定する場合を除くほか、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上、保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事したとき。
- 二 第一項第三号、第二項第二号及び前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 第七条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院博士課程において修学しているとき。
- 三 当該大学院修士課程を修了後さらに大学院博士課程において修学しているとき。

四 前条第一項から第三項までの規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

3 知事は、一般貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後、県内において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかったとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内において業務に従事しなかったときを除く。
- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

4 知事は、前各項に規定する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 第一項第一号、第二項第一号及び前項第一号に規定する場合を除くほか、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上、保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事したとき。
- 二 第一項第三号、第二項第二号及び前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 第七条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院博士課程において修学しているとき。
- 三 当該大学院修士課程を修了後さらに大学院博士課程において修学しているとき。

四 保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しているとき。

(削る。)

五 前条第一項第三号、第二項第二号、第三項第二号及び第四項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

第十一条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をもつて計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(届等の提出)

第十二条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、借受人又は施設の長に対し、届、報告又は学業成績表その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

五 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、訪問看護事業所等において業務に従事しているとき(規則で定める業務に三年以上従事することなく規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事しているときを除く。)

六 前条第一項第三号、第二項第二号、第三項第二号及び第四項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。

(延滞利子の徴収)

第十一条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をもつて計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(届等の提出)

第十二条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、借受人又は施設の長に対し、届、報告又は学業成績表その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。